

7 育児を行う労働者に対する措置

〔1〕 所定労働時間の短縮措置等

(法23条1項、則72条^(※))

3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないもの
(1日の所定労働時間が6時間以下の労働者を除く。)



事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づき所定労働時間を短縮することにより当該労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置（育児のための所定労働時間の短縮措置）を講じなければならない。

3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者



事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく次に掲げる措置のうち二以上の措置を講じなければならない。

(※) 第4節中の「則」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の略。以下同じ。

1. 柔軟な働き方を実現するための措置

事業主は以下の5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があり、労働者はその中から1つを選択して利用することができる。

- (1) 始業時刻等の変更
- (2) テレワーク等
- (3) 保育施設の設置運営等
- (4) 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日以上/年）
- (5) 短時間勤務制度

〔2〕 所定外労働の制限

（法16条の8第1項）

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者



事業主は、事業の正常な運営を妨げる場合を除いて、**所定労働時間を超えて労働させてはならない。**

〔3〕 時間外労働・深夜業の制限

〈時間外労働の制限〉

（法17条1項、19条1項）

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者



事業主は、労働基準法36条1項の規定により労働時間を延長することができる場合において、事業の正常な運営を妨げる場合を除いて、**制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。**

〈深夜業の制限〉

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者



事業主は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、**深夜**（午後10時から午前5時までとされる。）にその者を労働させてはならない。

8 子の看護等休暇

〔1〕 子の看護等休暇の取得

（法16条の2）

小学校**第三学年修了前**の子を養育する労働者



その事業主に申し出ることにより、**一の年度**において**5労働日**（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、**10労働日**）を限度として、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして厚生労働省令で定める当該子の世話を行うための休暇（**子の看護等休暇**）を取得することができる。

1. 1日未満の単位での取得

子の看護休暇は、1日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める**1日未満の単位**で取得することができる。

- (1) 厚生労働省令で定める1日未満の単位は、**時間**（1日の所定労働時間数に満たないものとする。）

であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

- (2) 上記(1)の1日未満の単位で取得する子の看護休暇1日の時間数は、1日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1日平均所定労働時間数とし、1日の所定労働時間数又は1年間における1日平均所定労働時間数に1時間に満たない端数がある場合は、1時間に切り上げるものとする。）とする。 (則34条)

まとめ 子の看護等休暇・介護休暇

取得単位	1日単位 又は 時間単位	就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び職場に戻ることはできない
対象者	すべての労働者	
取得不可	→雇用期間が6か月に満たない ・週の所定労働日数が2日以下	
労使協定の締結	時間単位での取得が困難な業務に従事	